

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、免除(減免)を受けることができる方の範囲。
 障害の程度により適用範囲が定められています。ご注意ください。

- 1 身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別の表示が1級の方。
- 2 身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別の表示が1級以外の方で、手帳に記載されている個別の障害が下表の障害の範囲に該当する場合。
 なお、2つ以上の障害をお持ちの方については、そのうち1つでも下表に該当すれば、適用範囲内となります。
 栃木県及び宇都宮市交付の身体障害者手帳の障害名欄に括弧書きで記載されている「記号番号(例 (A11))」が一致することをご確認ください。
 ▼この場合には障害のある方本人が運転する場合と、生計を一にする方又は常時介護者が運転する場合で適用範囲が異なります。
 下表の色分けのとおりとなりますのでご注意ください。
 ▼県外で発行された身体障害者手帳や栃木県発行の手帳でも古いため記号番号の記載がない身体障害者手帳をお持ちの場合は、お調べいたしますので、自動車税事務所もしくは最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

		障害のある方本人、生計を一にする方又は常時介護者が運転する場合の適用範囲。		障害のある方本人が運転する場合の適用範囲。			
		記号番号	障害の程度(～平成30年6月30日)	記号番号	障害の程度(平成30年7月1日～)		
視覚障害		A11	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ)の和が0.01以下のもの	A15	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの		
		A21	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	A25	視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの		
		A22	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	A26	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの		
				A27	周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの		
		A31	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	A28	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの		
				A35	視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)		
		A32	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	A36	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの		
				A37	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの		
		A41	両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	A38	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		
		A43	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	A45	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)		
A46	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの						
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	B21	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう) 「両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの」	A47	両眼開放視認点数が70点以下のもの		
		B31	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの) 「両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの」				
	平衡機能障害	C31	平衡機能の極めて著しい障害				
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		D31	音声機能言語機能又はそしゃく機能の喪失(こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)				
肢体不自由	上肢	E11	両上肢の機能を全廃したもの				
		E12	両上肢を手関節以上で欠くもの				
		E21	両上肢の機能の著しい障害				
		E22	両上肢のすべての指を欠くもの				
		E23	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの				
		E24	一上肢の機能を全廃したもの				
	下肢	F11	両下肢の機能を全廃したもの				
		F12	両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの				
		F21	両下肢の機能の著しい障害				
		F22	両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの				
		F31	両下肢をショパール関節以上で欠くもの	F32			一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
				F33			一下肢の機能を全廃したもの
		F41	両下肢のすべての指を欠くもの				
		F42	両下肢のすべての指の機能を全廃したもの				
F43		一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの					
F44		一下肢の機能の著しい障害					
F45	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの						
F46	一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの						

肢体不自由	下肢	F 5 1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	
		F 5 2	一下肢の足関節の機能を全廃したもの	
		F 5 3	一下肢が健側に比して 5cm以上又は健側の長さの15分の 1以上短いもの	
		F 6 1	下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	
		F 6 2	足関節の機能の著しい障害	
		体幹		G 1 1
			G 2 1	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの
			G 2 2	体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
			G 3 1	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
			G 5 1	体幹の機能の著しい障害
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	H 1 1	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			H 2 1	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもので次に掲げる場合 ① ②以外の場合 ② 一上肢のみに運動機能障害がある場合
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	I 1 1	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			I 2 1	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			I 3 1	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもので次に掲げる場合 ① ②以外の場合 ② 一下肢のみに運動機能障害がある場合
			I 4 1	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			I 5 1	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			I 6 1	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸又は小腸・免疫・肝臓の機能障害	心臓機能障害		J 1 1	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
			J 3 1	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		K 1 1	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
			K 3 1	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		L 1 1	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
			L 3 1	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害		M 1 1	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
			M 3 1	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		N 1 1	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
			N 3 1	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	免疫機能障害		O 1 1	免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
			O 2 1	免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
			O 3 1	免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝臓機能障害		P 1 1	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
			P 2 1	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
			P 3 1	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）